

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十九条の三及び第十九条の二十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七中「すべての海域において、次の表上欄」を「次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表上欄」に改め、同条の表を次のように改める。

放出海域	原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 別表第五に掲げる北米海域及び米	イ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下であること。

国カリブ
海海域

げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うものとして国土交通省令で定める船舶に設置されるもの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。）に該当するものを除く。）

ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）

一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。

<p>ハ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>
<p>ニ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>
<p>ホ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が二・〇以下であること。</p>

<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>		
<p>イ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ト イからへまでに掲げるもの以外の原動機</p>	<p>転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p> <p>へ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>

	<p>ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p> <p>ハ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもの以外の原動機</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p> <p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p> <p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>
--	---	---

備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

別表第五中「第十一条の十」を「第十一条の七、第十一条の十」に改め、同表米国カリブ海海域の項中「

北緯十八度二十二分二十二秒西経六十四度三十八分二十三秒の点、北緯十八度二十一分五十七秒西経六十四度四十一分の点、北緯十八度二十一分五十一秒西経六十四度四十分十五秒」を「北緯十八度二十二分二十二秒西経六十四度四十一分の点、北緯十八度二十一分五十七秒西経六十四度四十分十五秒の点、北緯十八度二十二分五十一秒西経六十四度三十八分二十三秒」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、この政令による改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三 平成二十七年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十八年一月一日以後に設置される
原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四 平成二十八年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の
型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VIの改正に伴い、原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準を改める等の必要があるからである。